

下介第1167号  
平成26年6月5日

指定（介護予防）通所介護事業所  
指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所  
指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所 } 管理者 様

下関市福祉部介護保険課  
課長 五十嵐 修二  
( 公 印 省 略 )

### 通所系サービスにおける事業所の屋外でのサービス提供について

このことについて、本市では下記のとおり取り扱いとし通知しますので、事業所におかれましては内容を十分ご理解の上、本通知に沿った運営をしていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 対象となるサービス

以下の通所系サービス

指定（介護予防）通所介護

指定（介護予防）通所リハビリテーション

指定（介護予防）認知症対応型通所介護

#### 2 事業所外の訓練について

上記 1 におけるサービスについては、事業所内でのサービス提供が原則であるが、以下 ア)、イ) に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外におけるサービス提供を可能とする。

#### ア) 屋外サービス

機能訓練の範囲として年間事業計画・通所介護計画に位置付けられていること。

自立支援に効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

外出頻度の目安が、年間事業計画に位置付けられる程度(概ね月1回)であること。

外出場所の目安が、車等により片道20分程度で移動できる範囲(屋外サービスの時間は概ね2時間以内)であること。

#### イ) 日課の機能訓練の一環として行う事業所屋外での訓練

事業所に隣接する敷地における訓練であること。

上記の場合であって、全行程(事業所を出てから事業所に戻るまで)において、徒歩や車いすによる機能訓練であること。

#### [留意事項]

- ・ア) 及び イ) のいずれの場合においても、人員配置について、事業所内の利用者には、事業所内の利用者数に応じた人員配置基準上必要とされる職員数を配置すること。屋外サービス利用者には、その人数を勘案し、安全に配慮した職員数を配置のこと。
- ・居宅サービス計画に位置付けようのない、単なる行楽(日帰り旅行等)や物資購入を目的とした外出は認められない。
- ・外出先への直行直帰のサービス形態は、いかなる場合も算定できない。

認知症対応型通所介護サービスにおける「ア) 屋外サービス」については、下介第711号平成23年4月25日付け文書により通知したところである。このたび、「ア) 屋外サービス」と区別される事業所の屋外におけるサービスとして、「イ) 日課の機能訓練の一環として行う事業所屋外での訓練」についての取り扱いを定め、本通知により改めて通知することとする。

下関市福祉部介護保険課事業者係  
電話083(231)1371